

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札評価員会議
開 催 日 時	平成22年9月6日（月） 午前10時00分から午後0時8分まで
開 催 場 所	枚方市役所 別館4階 第4委員会室
出 席 者	評価員：安藤朝廣・遠藤美智子・服部純子・森田定和・吉村臨兵（委員長） 事務局：総合契約検査室（佐藤・山口・橋本・西野）・水道総務課（中村）・ お客さまセンター（中井・赤井）・給水管理課（津熊）
欠 席 者	—
案 件 名	1. 委員長の互選 2. 会議の公開・非公開等について 3. 落札者決定基準（案）について 4. 落札者の決定に係る意見聴取について
提出された資料等の 名 称	次第書 水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札評価員会議評価 員名簿 資料1 地方自治法等（抜粋） 資料2 枚方市委託業務総合評価一般競争入札試行実施要綱 資料3 枚方市情報公開条例 資料4 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 資料5 水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札評価員 会議設置要領 水道検針業務、窓口・収納業務等委託業務仕様書 水道検針業務、窓口・収納業務等委託総合評価一般競争入札落札者決定基準 （案） 労働・社会保険諸法令遵守状況報告書
決 定 事 項	1. 吉村評価員を委員長に互選した。 2. 評価員会議を非公開とすることを決定した。 3. 会議録及び配付資料の公表について確認した。 4. 落札者決定基準（案）に関して評価員から意見聴取した。 5. 落札候補者の決定（案）に関して、評価員の意見聴取（11月下旬）を 行うことを決定した。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	非公開 （枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項 について審議・調査等を行うため。）
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	— 人

所 管 部 署 (事 務 局)	財務部 総合契約検査室 水道局 水道総務課・お客さまセンター・給水管理課
審 議 内 容	
<p>■開会宣告〔午前10時00分〕</p> <p>■評価員の紹介</p> <p>■水道局長あいさつ</p> <p>■市職員の紹介</p> <p>■配付資料の確認</p> <p>■評価員会議の趣旨説明</p> <p>枚方市では、入札契約者の選定基準に価格だけではなく雇用条件や環境などへの取り組み状況を加味した総合評価落札方式を試行実施している。地方自治法施行令において、この入札に係る落札者決定基準を定めるときは、学識経験者の意見を聴くことが規定されているため、本評価員会議を設置した。また、当該落札者の決定について改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合、学識経験者の意見を聴くこととなっている。</p> <p>■案件協議</p> <p>◎案件第1 委員長の互選</p> <p>評価員5人の中から吉村評価員を委員長に互選した。</p> <p>◎案件第2 会議の公開・非公開等について</p> <p>会議を非公開とし、会議録は発言者の特定を避けた上で作成し、当該業務委託契約完了後、公表すること、また会議資料についても原則公開とすることを決定した。評価員の氏名・職については入札公告時に公表することを決定した。</p> <p>◎案件第3 落札者決定基準（案）について</p> <p>業務概要（業務仕様書）、落札者決定基準（案）及び落札者の決定方法について、事務局から順次説明後、評価員の質疑・意見聴取を行った。</p> <p>【業務仕様書・価格評価・落札者の決定方法に関する質疑・意見聴取】</p> <p>●質疑1： 枚方市の総合評価一般競争入札は試行実施中と説明があったが、どのような判断基準でこの業務を対象にしたのか。また、これまでの実施状況を聞きたい。</p> <p>○回答1： 市政運営方針において働きやすい社会の構築が謳われたことを踏まえ、社会的価値評価を盛り込んだ総合評価一般競争入札を試行導入した。</p> <p>選択基準は、人件費のウェートが高く賃金等に着目しやすい業務、ある程度規模の大きい業務、複数年契約で規模の大きいものというイメージの中で試行案件を選択している。初めて試行実施したのが水道局の案件であり、その後、本庁舎の清掃委託やきららのビル管理総合委託を実施しており、今回が4件目である。</p> <p>●質疑2： この会議の今後の予定を聞きたい。</p> <p>○回答2： 本日の会議でいただいた意見等を踏まえ、9月9日に開催する総合評価審査委員会において落札者決定基準を確定していく。9月下旬に入札の公告を行い、10月</p>	

末を入札の締め切りとし、その後、評価の作業に入る。11月下旬に再度、評価員会議を開催し、落札者決定（案）について意見等をいただき、審査委員会を経て、今年中に落札者を決定していく予定で事務を進めていく。

●質疑3： この会議の役割は、落札者決定基準（案）に対して意見を述べるだけであり、評価、点数付けは行わないのか。

○回答3： 本日、基準（案）について意見等をいただくが、点数付けは市が行い、落札者決定（案）を作る。その（案）について意見を伺う必要があるかどうかについて本日決定していただく。

●質疑4： 調査基準価格について、85%というのは具体的にはどういう数字でA社からF社を見ればよいのか。

○回答4： 調査基準価格は、この備考欄で言うと、A社は予定価格を超えているので失格となり、B社からF社までの入札金額の平均を算出し、この平均に85%を掛けた金額である。この価格を下回るとダンピングに近いので、F社は失格となる。

●質疑5： 市の方で最低制限価格を決めており、それを下回る場合は仕事が粗雑になってはいけないということで足切りをしている。その次に、調査基準価格を算出し、ランク付けをしようとしている。何故、そのような考えを取り入れているのか聞きたい。

○回答5： 総合評価一般競争入札は法的に最低制限価格の設定ができないので、調査基準価格を設定している。また、下限値がないと1円入札が最高得点になるので、足切りラインという考えも盛り込む必要があるので、こういう2段階の構えをしている。

●質疑6： 85%という数値に何か意味があるのか。

○回答6： 他市の状況等を勘案し、一番妥当と言えるラインを設定した。

●質疑7： 入札企業の財務諸表を提出させ、財務状況を評価に加味した上で落札者を決定するのか、あるいは落札者を決定してから財務状況を見ていくのか。

○回答7： 経営状況を評価に加味することは困難である。本市の入札参加資格を得た業者が入札の前提であり、参加資格を得る際に2カ年の決算書等を提出させて、チェックを行っている。

●質疑8： 審査を経た業者なので倒産等の心配はないということなのか。

○回答8： 経営状況を見る資料にはなるが、直ちにそれをもって失格という判断は非常に難しい。十分利益を出している企業でも倒産する場合もあるので、あくまでも経営状況に関する参考資料という意味で提出を求めている。

●質疑9： 最初の表であるが、例えば技術的評価の個別点の合計は100点であるが、絶対評価の100点と相対的評価の100点という二重の意味があるのではないのか。

○回答9： 個別点は19点満点で16点、4点満点で3点という形で点数が付くが、1位のところは100点満点で素点が85点であっても、相対評価に置き換えると最終評価点で100点になるという考え方である。

【技術的評価に関する質疑・意見聴取】

●質疑1： 業者に対して加点方法は公表するのか。

○回答1： この様式は公表する。

●質疑2： 検針業務は再委託が禁止されている関係で、雇用関係と捉えてよいか。

○回答2： 雇用関係である。

●質疑3： 日・宿直業務は、昼間に勤務していた者を宿直にあてることを求めているのか。

○回答3： 宿直は別途専門の職員を派遣していただくことになる。日直業務は休日の業務な

ので、別途違う人材があたる形になる。

●質疑4： 通常、宿直業務は労働者本来の通常業務を行わず、電話応対等に備えるための要員として張り付けるのが宿直のイメージである。そういうローテーションを組まれたときに、市の考えているイメージと少しずれるのではないか。

○回答5： 仕様書に詳しく書いているので、誤解は生じないと考えている。

●質疑5： 現在の委託業者が変わることになれば、一定の情報を新たな委託業者に渡さないと速やかな移行ができないと考える。今の契約に引き継ぎ業務は入っているのか。

○回答5： 現在の仕様書は、情報その他すべてを局及び新しい者に引き継ぐことになっている。今回も4月1日から通常通りの業務ができるよう仕様書に入れている。

●質疑6： 電算システムは枚方市のシステムなのか。

○回答6： 電算システムは市のものであるため、使い方等については担当者が引き継ぎを行う。

【社会的価値評価に関する質疑・意見聴取】

◆意見1： 別紙15-②の注意事項の1番目に所管監督署とあるが、公共職業安定所（ハローワーク）が正しいと思うので訂正されたい。

●質疑1： トライアル雇用を活用した場合は2点加点することになっている。直接雇用した場合は加点がなく、低く評価されることになる。そのあたりの考えを聞きたい。

○回答1： トライアル雇用は、主に若年者層等を評価の対象にしていく。

◆意見2： トライアル雇用制度の利用を高めるために作った項目で、適正な事業者選定という趣旨とは違う気がする。直接雇用の方が会社や雇われる側にとって都合がいいのに、制度利用に重点が置かれており疑問を感じる。

●質疑2： 市内居住者の雇用は5点配点されているが、障害者や就職困難者の雇用と同じ点数である。市の仕事を出すのでもう少し点数を増やしても許されるのではないか。

また、環境や男女共同や人権の項目は、ペーパーさえ揃っていれば加点される感じがする。実際に役に立つのは雇用の拡大だと思う。配分を変えられないか。

○回答2： 別の案件のときに同様の指摘を受けたので、今回配分を変えている。書類を出せば整う部分については最低点の1点にしており、障害者や就職困難者を新規に1人雇用すれば3点という形に変えている。

市内居住者の雇用に対する点数は、新規雇用1人について点数が同じになるような形で設定しており、障害者や就職困難者の雇用と統一している。

◆意見3： 別紙22の加点方法のア.に「育児・介護制度等の就業規則等の提出があった場合においても、不明瞭な内容のものは、評価しない。」とある。今年の6月30日に法が改正施行されており、100人以下の企業には適用猶予項目がある。法律上の義務はないが規定を定めている企業が1点なのか、適用猶予されているため定めていない場合は評価しないのか、説明できるようにしておく必要があると思う。

◆意見4： 別紙22の注意事項に「10人未満の事業所については、就業規則等を作成する義務がないため、就業規則等がない場合は、労使協定等を提出すること。」とある。労使協定等は過半数を代表する者との合意が前提となったルール作りとなるが、就業規則は一定のプロセスさえ踏めば法的に可能である。労使協定等とすると非常に厳しい内容のものを求めることになるので、就業規則等に準ずるものにする方がいいと思う。

◆意見5： 別紙23の加点方法に「部分休業」とあるが、これは公務員に適用する法律に根

拠を持つ表現である。民間の場合には、育児短時間勤務という表現がいいと思う。

◆意見6： 加点方法のイ. の企業内保育所について、企業内保育所は設置していないが、保育料を援助している場合はどのように評価されるのか。実際、事業者企業内保育所の設置や保育料の援助を求めるのはハードルが高いと思う。もう少し加点方法を複数設定する方がいいと思う。

●質疑3： トライアル雇用のことを含めて非常に細かく広がっている感じがする。一定の集約をすることは今の時点では難しいか。

○回答3： 本日いただいた意見等を、審査委員会に対して反映すべきかどうかの判断をかけたか考えている。今の段階で点数配分等についての答えは用意していない。

●質疑4： 別紙21の環境問題への取り組みについて、水道独自の環境への取り組みの日本国内的な指標はあるのか。

○回答4： 水道独自のものは無い。

●質疑5： 労働基準法を最低限守らなければならない事項、例えば三六協定を提出しているとか、労災保険料を納めているとか、そのあたりを確認する書類の提出を求めるのか。この仕様書の3ページの21.にも法令等の遵守というのがある。雇用・労働の面でいえば、最低限のことを遵守する事業者であるかどうかは、入り口の段階で別途提出書類を求めるなど確認する方がよいのではないか。

○回答5： 提出必須書類として、三六協定を含めた労働・社会保険諸法令遵守状況報告書として、労働や社会保険に係る項目をチェックした上で発注している。

●質疑6： 検針業務に係るバイクのガソリン代に上限があれば本人の負担が増える構造になってしまう。この場合どうにかならないのか。

○回答6： 低入札者については詳細の内訳、経緯等を出させ、こちらが必要とした費用と比較し、あまりにも低い場合はヒアリングを行うが、ガソリン代の上限等の具体についてはチェックできない状況である。

【集約】

○事務局： 言葉の適切、不適切については再度確認した上で修正を行いたい。また、市内居住者の雇用に関する配点は、事務局内で再度検討した上で、審査委員会においてこの評価員会議で意見が出たことを報告する。

◎案件第4 落札者の決定に係る意見聴取について

今回の案件は価格以外の評価項目に相当の重点が置かれていることを踏まえ、評価結果について評価員のチェックを経るという観点から意見聴取の場を設けることとした。

■その他

◎今後の予定について

落札者の決定に係る意見聴取の場を設けることが決定されたので、再度、評価員会議を11月下旬に開催することとした。

■閉会宣告〔午後0時8分 閉会〕